平成２４年（フ）第１１４６号
京都市右京区西京極下沢町１番地　メゾン美山303号
債務者　福井　雅代
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目53番地１
債務者　濱中　　宏
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目53番地１
債務者　濱中　好子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７９号
兵庫県加古川市山手１丁目13番８―404号
債務者　松下真規子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１２号
兵庫県加古川市別府町別府858番地の２ロワイヤル別府Ⅱ―502号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里370番地の５ローレルハイツ加古川５―330号
債務者　田中　賀規
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１４号
兵庫県赤穂郡上郡町上郡859番地１　エヴァーコート段町Ａ棟201、従前の住所兵庫県たつの市揖保川町正條1096番地１
債務者　阪本　正行
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６１０号
広島市西区南観音１丁目11番18号
債務者　奥野　信雄
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３４号
広島市西区井口台４丁目４番７号
債務者　大畠　一起
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８４号
広島県安芸郡府中町本町１丁目12番１号　グランドール高田Ａ206
債務者　亀井　涼子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市字沼ノ端611番地の２　沼ノ端ハイツＡ―201号
債務者　三谷　明彦
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１５１号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番２号　ハイツまるいＮＯ152―106号
債務者　藏野　将憲
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２５８号
山梨県甲府市後屋町20番地10　サニーコートＡ202
債務者　三島　　崇
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
山梨県北杜市長坂町長坂上条1969番地12
債務者　齊藤　弘子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
山梨県北杜市大泉町西井出3367番地
債務者　奥野　光俊
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
長野県松本市並柳１丁目18番17号
債務者　渡邉　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０９号
福岡県飯塚市長尾963番地　市営長尾団地住宅49号、前住所福岡県飯塚市長尾433番地１
債務者　渡辺　由美
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部